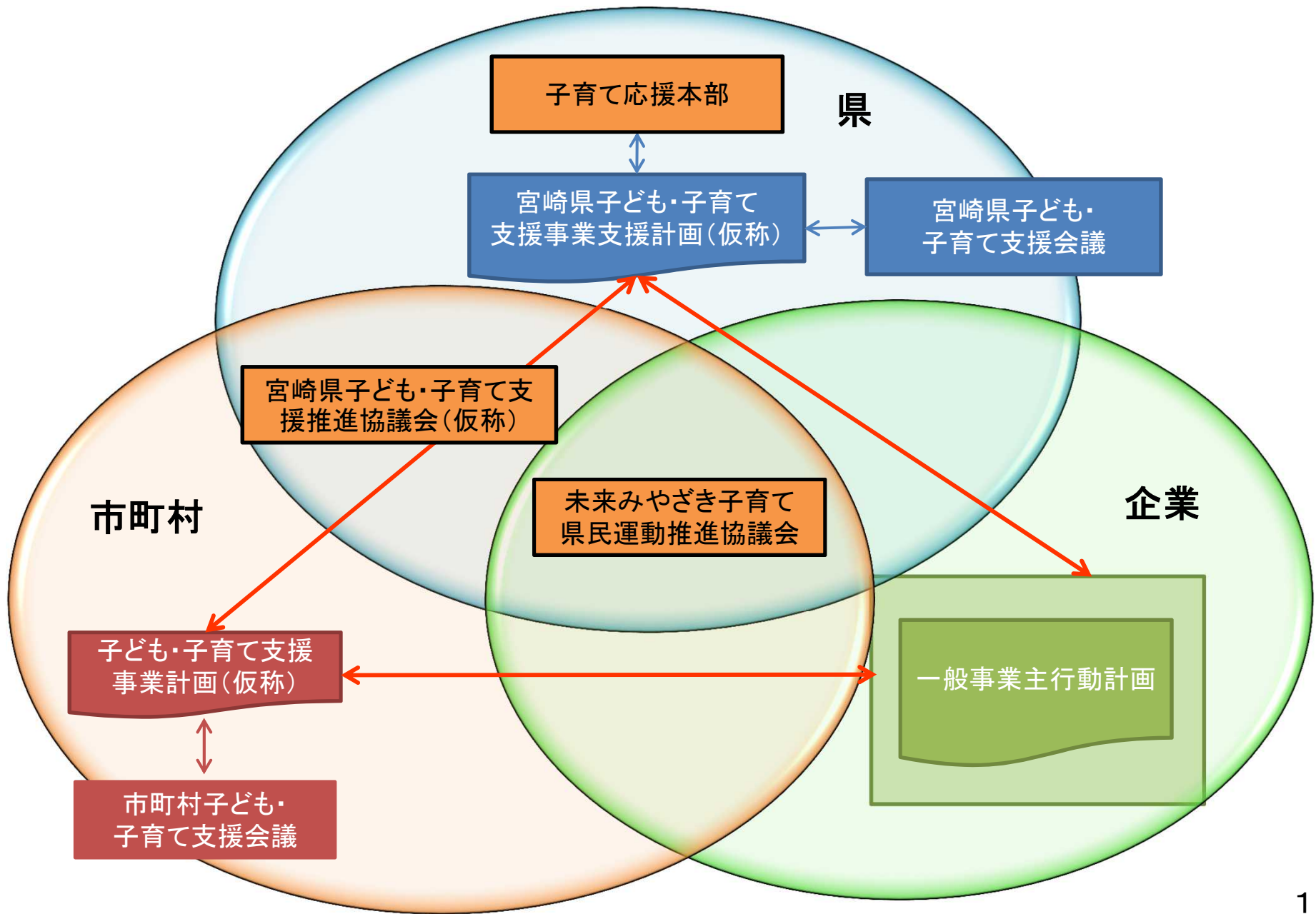


宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称) の推進体制及びその評価方法について

平成26年7月31日

宮崎県福祉保健部こども政策課

宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の推進体制について



宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の推進体制について

県の推進体制

- 子ども・子育てに係る総合的な推進のため、知事を本部長とした全庁的な推進体制「子育て応援本部」を活用

関係機関及び民間団体との連携

- 官民一体となった取組の推進のため、関係機関、企業及び行政が連携した推進体制を活用
(例)・未来みやざき子育て県民運動
・宮崎県青少年健全育成審議会

県と市町村及び市町村間の連携 【新たな設置を検討】

- 教育・保育施設の広域的利用や専門的知識や技術を必要とする分野について、県と市町村の連携が必要
- 子育て支援事業については、市町村間の区域を越えた広域的な事業展開の検討が必要

宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の評価方法について

- ① 県及び市町村は、子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)に対し、施設関係者や保護者などの当事者の意見を反映して作成
- ② 県及び市町村は、計画に基づき子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえ実施
- ③ 県及び市町村は、計画を定期的に点検・評価し、「子ども・子育て支援 会議」に報告
- ④ 県及び市町村は、点検・評価の結果に応じて、計画を見直し、見直し後の内容を計画的に実施

